

第3次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）に対する  
パブリックコメントの結果

1 募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月16日（木）までの32日間

2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（行政情報コーナー、35地区地域づくりセンター及びこども育成課）

3 実施結果

- (1) 件数 21件（2人）
- (2) 提出方法
  - ア ファクシミリ 16件（1人）
  - イ 電子メール 5件（1人）
- (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	8件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	4件
ウ 参考とする意見	案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	2件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	5件
オ その他	その他の意見（案の内容に関する質問等）	2件
計		21件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	全般	<p>各表の数値が第3期松本市子ども・子育て支援事業計画と違うがなぜか。</p> <p>アンケートの内容が分からないので意見等は言えないが、もう一度見直しをするべきである。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>出典元の違いにより数値が異なっていましたが、第3期松本市子ども・子育て支援事業計画第2章「子ども・子育てをめぐる現状」の内容に合わせて整理しました。</p> <p>「松本市の総人口、年齢3区分人口の推移」、「松本市の出生数の推移」及び「松本市の合計特殊出生率の推移」の表を差し替えました。</p> <p>各表の数値及びアンケートの内容を再度確認しました。</p>

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
2	第1章 4 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画の成果 (2) 施策の方向別の成果	(2)イに、「毎年11月に「松本子どもの権利の日」市民フォーラムを開催し」とあるが、「毎年」の前に、平成25年など、具体的な年を入れるべきである。	【エ 対応が困難な意見】 「松本子どもの権利の日」市民フォーラムは、平成25年から開催していますが、ご指摘の箇所は第2次計画（令和2～6年度）の成果を記述しているため、原案どおりとします。
3	第2章 1 子どもをめぐる現状と課題 (1) 人口動態	「最新の数字」とあるが、「平成30年～令和4年」の年を入れるべきである。	【ア 反映する意見】 「最新の数字」では期間が不明確なため、「平成30年～令和4年」に修正しました。
4	第2章 1 子どもをめぐる現状と課題 (1) 人口動態 (7) 虐待について	P9の20歳未満の自殺者数・自殺死亡率の推移のH18～20の位置が違うのではないかと。 P16の虐待相談件数の推移の全国児相相談件数のH29の数值は、133,788ではないかと。	【オ その他】 20歳未満の自殺者数・自殺死亡率の推移のH18～20の位置は正しいため、原案どおりとします。 虐待相談件数の推移の全国児相相談件数のH29の数值は、133,778が正しいため、原案どおりとします。
5	第2章 1 子どもをめぐる現状と課題 (1) 人口動態 (7) 虐待について (8) いじめ	P9の20歳未満の自殺者数・自殺死亡率の推移のH18～20、27の数值、P16の松本市が受けた虐待相談件数の推移の虐待の可能性のある相談のH30～R3の数值、P17長野県のいじめ認知件数の小学生のH29の数值及びP18の松本市のいじめ認知件数の小学生のH27の数值が線に重なっているため、位置を修正すべきである。	【ア 反映する意見】 数値の位置を修正しました。
6	第2章 1 子どもをめぐる現状と課題 (9) 不登校	(9)アのオンライン教育支援センターは、今後ニーズが広がると考える。	【イ 趣旨同一の意見】 子どもたちにとっての新たな居場所として大切にしていきます。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
7	第2章 1 子どもをめぐ る現状と課題 (9) 不登校	不登校の児童の増 加は今後も拡大する と思う。更なる対応を 期待する。	【イ 趣旨同一の意見】 子どもたちのニーズをくみ 取りながら、必要な施策を検 討します。
8	第2章 1 子どもをめぐ る現状と課題 (10) 障がいのある子ども	(10)アのインクルー シブセンター事業は 評価している。継続、 拡大を望む。	【イ 趣旨同一の意見】 引き続きインクルーシブセ ンター事業の取組みを進めます。
9	第2章 2 「子どもの 権利アンケート」結果(抜粋) (2) アンケート 結果について	「松本市子どもの権 利に関する条例」の令 和6年度の認知度が 令和3年度より下が った原因は何か。	【オ その他】 コロナ禍の期間に児童館・ 児童センターで子どもの権利 学習会を実施できなかったこ とが一つの要因であると推察 されます。引き続き、分かり やすい情報提供を進めて条例 の認知度向上を図っていきます。
10	第2章 2 「子どもの 権利アンケート」結果(抜粋) (2) アンケート 結果について	子どもの声は大切 にして、事業に反映さ れていくことを望む。	【イ 趣旨同一の意見】 子どもの声は、松本市子ど もにやさしい推進庁内調整会 議で共有するとともに、各種 事業に反映するよう働きかけ を行っていきます。
11	第4章 1 推進施策	推進施策1～3を 太字にした方が分か りやすい。	【ア 反映する意見】 推進施策1～3の表記を太 字に変更しました。
12	第4章 1 推進施策 【施策の方向1】	項目4の「芸術等」 は、「芸術など」の方 が良い。	【エ 対応が困難な意見】 公用文作成要領に倣った表 記であるため、原案どおりと します。
13	第4章 1 推進施策 【施策の方向2】 【施策の方向3】	P65項目3の「町 会及び関係団体」は 「町会や関係団体」 に、P67項目3の 「市内の高校及び市 内外の相談機関」は 「高校や市内外の相 談機関」にするべきで ある。	【エ 対応が困難な意見】 公用文作成要領に倣った表 記であるため、原案どおりと します。
14	第4章 1 推進施策 【施策の方向3】 2 推進施策 別事業一覧	P66項目4の「小、 中学校、高校」及びP 93の事業番号408 の「小・中・高校」は、 「小中高校」にするべ きである。	【ア 反映する意見】 「小中高校」に修正しました。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
15	第4章 1 推進施策 【施策の方向4】	項目1の「いのちの大切さ等」は「平和の大切さ等」にするべきである。	【ア 反映する意見】 「平和の大切さ等」に修正しました。
16	第4章 1 推進施策 【施策の方向4】	項目1の「意識の高揚」は「意識の高揚を図る」に、「意識を醸成」は「意識の醸成を図る」にするべきである。	【エ 対応が困難な意見】 主な取組みの記述は体言止めで統一しています。一部表記を見直しましたが、原則原案どおりとします。
17	第4章 1 推進施策 【施策の方向5】	項目3の「居場所の確保及び公民館」は、「居場所の確保及び、公民館」と読点を記入するべきである。	【ウ 参考とする意見】 ご指摘の趣旨を踏まえ、表記を見直し、「居場所の確保」と「公民館での日本語教室等の推進」を別項目としました。
18	第4章 1 推進施策 【施策の方向5】	項目1に「子どもが利用する施設職員のスキルアップ」を記入するべきである。	【ア 反映する意見】 項目1の主な取組みに「子どもが利用する施設職員のスキルアップ」を追記しました。
19	第4章 1 推進施策 【施策の方向6】	項目2の「読聞かせ活動」は、「読み聞かせ活動」にするべきである。	【ア 反映する意見】 「読み聞かせ活動」に修正しました。
20	第4章 2 推進施策別 事業一覧	事業番号403「命の大切さ」を抜いた方が良い。戦争そのもので、命でなく、もっと大きな平和を五感で実感することから、命の大切さに限定すべきでない。	【ウ 参考とする意見】 前述する「平和の尊さ」には、戦争に限らず、人権、差別、貧困等平和を脅かす諸問題への視点も包含しています。 その中でも、「命の大切さ」は被爆の実相を学ぶ上で重要な学習テーマであると考えため、原案どおりとします。 なお、事業実施に当たっては、参加者の自由な発想や認識を狭めることがないように、丁寧な説明を行います。
21	第5章 2 計画の評価 及び検証	全体目標値は、条例の認知度、条例の内容まで知っている割合が下がっていることを考えるべきで、R6の目標が達成できないことをよく考え、R11の目標値を設定するべきである。	【エ 対応が困難な意見】 条例の認知度及び条例の内容まで知っている割合は、高い値が望ましいことから、原案どおりとします。